

江別市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なる言語であり、手指や表情等により表現する独自の体系を有する言語です。

しかしながら、手話が言語であることについては、社会的に認識されることが少なく、また、手話を使うことができる環境も十分に整っているとはいえ、手話を使う方々は、不便や不安を感じながら生活しています。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられ、手話に対する理解は広がりつつあるものの、いまだに広く市民に認識されているとはいえない状況にあります。

ここに、あらゆる場面で手話を使いやすい社会の実現に向けて、手話が言語であるとの認識を広く市民に普及し、だれもが安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であることに対する市民の理解の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話が言語であるとの認識を広く市民に普及し、もってあらゆる場面で手話を使いやすい社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話が言語であることに対する市民の理解の促進は、手話がろう者をはじめとする聴覚障がい者にとって自ら生活を営むために使う独自の体系を有する言語であることを理解し、相互に尊重し合うことを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、手話が言語であることに対する市民の理解を促進するとともに、手話を使いやすい環境づくりを推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するとともに、手話を使いやすい環境づくりに努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策
- (2) 手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくりのための施策
- (3) 手話による意思疎通支援のための施策

2 市は、施策の推進に手話を使う市民等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。